公布された規則のあらまし

建築士法施行細則の一部を改正する規則(規則第2号)

- 1 二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者で建築実務の経験を有する必要があるものは、免許申請書に建築実務の経験を記載した実務経歴書及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を添えて、これを知事に提出しなければならないこととした。(第1条関係)
- 2 学科の試験に合格した者については、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験(以下「学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、 3回)の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除することとした。(第11条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、令和2年3月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を設けることとした。